



予定利率の お知らせ

契約日 2025年5月1日
～5月31日 の場合

本資料は補助資料であり、お申し込みにあたっては、支払事由および制限事項の詳細やクーリング・オフ制度など、ご契約に関する重要な事項について記載している「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)兼商品パンフレット」[「ご契約のしおり・約款」]をご確認ください。

- この保険は太陽生命を引受保険会社とする生命保険です。このため預金とは異なり、元本割れすることがあります。
- 米ドルまたは豪ドルを指定通貨とする外貨建の保険であり、為替リスクがあります。給付金・解約払戻金等をお受取りの際、為替レートの変動により、ご契約時の一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- ご契約後一定期間内に解約されますと、解約払戻金は一時払保険料より少ない金額となります。
- この保険にはお客さまにご負担いただく諸費用があります。

受取回数 / 保険期間	 米ドル	 豪ドル
5回 / 4年	3.60 %	3.10 %
10回 / 9年	3.75 %	3.40 %
15回 / 14年	3.90 %	3.60 %
20回 / 19年	4.00 %	3.75 %

 予定利率は保険期間(ご契約時から保険期間満了まで)を通して一定であり、指定通貨建の生存給付金額・満期給付金額・死亡給付金額・解約払戻金額などをご契約時に確定します。お申し込みにあたっては、設計書を必ずご確認ください。「申込日」と「契約日(一時払保険料が太陽生命に着金した日)」が異なる場合、予定利率や契約年齢、為替レートの変動により生存給付金額・満期給付金額などが変更になる可能性があります。

贈与タイプの場合：契約者と生存給付金受取人・満期給付金受取人が異なる契約です。

※自分受取タイプもございます。詳しくは商品パンフレットをご確認ください。

特長 1 一時払保険料の全額を贈与できます。

- 生存給付金額・満期給付金額は、契約時に指定通貨建で確定し、その合計額(基準保険金額)は指定通貨建の一時払保険料を上回ります。
※しくみ図右端部参照。
- 生存給付金、満期給付金は**円貨でのお受取りとなります。**

特長 2 契約後すぐに贈与を開始できます。

- 第1回目の贈与日は、**契約日(一時払保険料が太陽生命に着金した日)**となります。
- 贈与(受取)回数は**5回・10回・15回・20回**から選択できます。
※選択できる受取回数は、契約年齢により異なります。

特長 3 毎年の贈与金額の上限を円貨で指定できます。

- 円建上限額指定特約が付加されているため、**契約時に円貨で生存給付金などの上限額を指定できます。**
- 為替変動により、生存給付金などが指定した上限金額を超えた場合、**超過分を次年度以降に繰り越します。**

しくみ図 (イメージ)



特にご注意いただきたい事項

- 為替リスク**：
 - ・為替レートは日々変動していますので、指定通貨建の**生存給付金・満期給付金・死亡給付金・解約払戻金などをお受け取り時の為替レートにより円換算した金額が、ご契約時の為替レートにより円換算した一時払保険料や生存給付金・満期給付金・死亡給付金・解約払戻金などの金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります(為替リスク)**。なお、為替相場の変動がない場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。
 - ・円建上限額指定特約では、円換算後の生存給付金額・満期給付金額が円建上限額に満たない場合、指定通貨建の「上限準備金」を円換算してその不足額に充当します。したがって、**上限準備金は為替レートが契約時よりも円高で推移したときに支払われる傾向があります。**(ご契約者が設定される円建上限額などにより異なります。)
また、上限準備金は保険期間の途中で引き出すことはできません。
 - ・**この保険の為替リスクは、ご契約者または各給付金の受取人に帰属します。**
- 解約時におけるリスク**：
お払込みいただく一時払保険料は預貯金と異なり、一時払保険料の一部は死亡給付金のお支払いや生命保険の運営に必要な経費にあてられます。解約払戻金は、それらを差し引いた残りを基準として太陽生命の定める計算方法によって計算した金額となります。したがって、ご契約後の一定期間内に解約・減額されますと、解約払戻金とそれまでの生存給付金受取額との合計額は一時払保険料より少ない金額となります。
- ご契約時の費用**：
契約締結などにかかる費用であり、一時払保険料に6.0%を上限とする太陽生命所定の割合を乗じた金額を一時払保険料から控除します。 ※太陽生命所定の割合については、予定利率、保険期間によって異なるため、表示しておりません。
- ご契約の維持・管理に関する費用**：
ご契約の維持・管理にかかる費用および給付金などをお支払いするための費用であり、ご契約後に定期的に責任準備金*から控除します。 ※費用については、保険期間によって異なるため、表示しておりません。
* 責任準備金とは、将来の給付金などをお支払いするために、ご契約者が払い込まれる保険料の中から太陽生命が積み立てておく準備金のことをいいます。
- 外国通貨のお取扱いにより負担いただく費用**：
指定通貨建の一時払保険料(相当額)を円貨から指定通貨に交換される際には為替手数料が必要になります。また、指定通貨建でお受取りになった生存給付金・満期給付金・死亡給付金・解約払戻金などを円貨に交換される際には為替手数料が必要になります。
※為替手数料は金融機関によって異なります。詳しくは取扱金融機関にご確認ください。

「円入金特約」・「円支払特約」・「円建上限額指定特約」を付加する場合、つぎのとおり、太陽生命所定の特約用の為替レートを適用します。この場合、適用レートには、為替手数料が反映されており、当該手数料のご負担が生じます。

指定通貨	円入金特約の適用レート	円支払特約・円建上限額指定特約の適用レート
米ドル・豪ドル	TTM+50銭	TTM-50銭

※ TTM(対顧客電信仲値)とは、金融機関で外貨を売買する際の基準レートをいい、太陽生命が指標として指定する金融機関が公示する値となります。
※この適用レートは2025年1月現在のものであり、将来変更されることがあります。

- 解約時の解約控除**：
解約にかかる費用は「ご契約時の費用」として一時払保険料からご契約時に差し引いていますので、解約時の解約控除はありません。
- 本商品はクーリング・オフ制度の対象となります。お申込者またはご契約者は、つぎの①～③のいずれか遅い日から、その日を含めて20日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下、「お申込みの撤回など」)をすることができます。お申込みの撤回などは、書面または太陽生命ホームページによるお申出方法があります。
 - ①「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」*の交付日
 - ②保険契約の申込日
 - ③一時払保険料(相当額)が太陽生命指定の口座に振り込まれ着金した日
*お申込みの撤回などに関する事項を記載した、保険業法第309条第1項第1号に定める書面になります。
- 引受保険会社の経営破綻などにより、死亡給付金、解約払戻金および生存給付金などが削減されることがあります。太陽生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構(以下、「保護機構」)は、保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、保険契約者などの保護を図ることになっています。

募集代理店(大和証券)からのお知らせ

- 「マイ贈与(米ドル・豪ドル)」の引受保険会社は太陽生命保険株式会社です。大和証券株式会社は、太陽生命保険株式会社の募集代理店です。ご契約の主体は、お客さまと太陽生命保険株式会社になります。
- 「マイ贈与(米ドル・豪ドル)」は太陽生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険であり、預金、投資信託、金融債ではありません。預金保険法第53条に規定する保険金支払いの対象となりません。また元本の保証はありません。
- 保険契約にご加入いただくか否かが、大和証券株式会社における他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- 借入金を保険料に充当した場合、保険金額や解約払戻金額などが借入元利合計金額を下回り、借入金の返済が困難となる可能性があります。したがいまして、保険料の借り入れを前提として本商品をお申込みいただくことはできません。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先などによっては、本商品をお申込みいただけない場合があります。

募集代理店

大和証券株式会社

引受保険会社

太陽生命保険株式会社

(本社) 〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号
お客様サービスセンター 0120-97-2111(通話無料)
営業時間 月～金曜日 9:00～18:00
土曜日 9:00～17:00
※日曜日・祝日・年末年始(12/30～1/4)は休業します
ホームページアドレス <https://www.taiyo-seimei.co.jp/>

個-980-25-062(2025/4/23)